

瑞穂市広告案内地図板仕様書

1. 施設利用について

設置場所及び設置 施設の概要	① 瑞穂市役所 2階階段正面壁面 ・所在地 瑞穂市別府1288番地 ・開庁時間 午前9時00分から午後4時30分まで ・閉庁日 土曜日、日曜日、休日及び年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで) ② 瑞穂市総合センター 1階アトリウム内南側壁面 ・所在地 瑞穂市別府1283番地 ・開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで ・利用時間 午前9時00分から午後9時30分まで ・休館日 12月29日から翌年1月3日まで ※設置予定場所については、別紙のとおり
建物面積	① 瑞穂市役所 総延床面積 5,411.72㎡ ② 瑞穂市総合センター 総延床面積 8,540.01㎡
設置場所に係る貸 付期間	令和9年2月1日から令和12年1月31日まで

2. 案内地図板の規格について

案内地図板の サイズ	① 瑞穂市役所 全体サイズはH 1 5 0 0 m m × W 2 4 5 0 m m × D 9 1 0 m m 以内とする。 ② 瑞穂市総合センター 全体サイズはH 2 0 5 0 m m × W 1 6 8 0 m m × D 9 0 m m 以内とする。 ※設置箇所及び転倒防止のための器具等の取付スペースは含まない
案内地図板本 体の材質等	① 材質 鉄板又は鉄板に相当の強度を有する素材とし、耐久性や 防炎性能に考慮すること ② 塗装等 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとし、 ユニバーサルデザインに心がけること ③ L E D バックライト仕様 スーパーシャイニングアイと同等品、 防水性能 I P X 3 ④ L E D 専用電源仕様 定電流電源、防水性能 I P X 3 ⑤ 調光器装着（ライトコントローラー） ⑥ 電源の入切はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、市役所は午前 8 時 5 0 分から午後 4 時 4 5 分まで（閉庁日を含む）、総合センターは開館時間のみ稼働させるものとする。 ⑦ 当該案内地図板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は事業者の負担とする。 ⑧ 市役所に設置する案内地図板は可動式とし、総合センターに設置する案内地図板は固定式とする。また、風や地震等により容易に転倒しないように設置すること。

掲出内容	瑞穂市全図による案内地図、公共施設案内及び広告の電照式パネル表示とする。なお、1年に1回、地図内調査を行い再製作するものとする。 ① 市役所に設置する案内地図板の表示内容は、市内全図、公共施設案内、広告、庁舎案内及び市内の人口世帯数の5部構成とする。 ② 総合センター設置の案内地図板の表示内容は、市内全図、公共施設案内及び広告の3部構成とする。 ③ 地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様とすること。 ④ 索引として瑞穂市内の主要公共施設の名称、住所、電話番号をカテゴリー別に表示すること。 ⑤ 広告の掲出にあたっては、瑞穂市広告掲載要綱を遵守すること。 ⑥ 広告枠内に広告である旨をわかりやすく表記すること。 ⑦ 瑞穂市情報の持ち運びを可能とするため、QRコードの読み取り等により、携帯通信端末で地図に掲載された施設情報を取り込むことができる仕様とすること。
その他	① 電気工事は事業者の負担において行うこと。 ② その他、疑義が生じた場合には、協議のうえ決定する。

3. 施設使用等について

(1) 広告付案内地図板の設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき瑞穂市が貸付契約により、事業者に対し行政財産の一部を貸し付ける方法により行うものとする。

(2) 風や地震等で安易に転倒しないように設置すること。

(3) 契約期間中において、市が庁舎の安全管理または改修工事等を実施するため設置場所に支障があると判断した場合には、事業者負担により設置場所の移動を行うものとする。なお、代替場所は瑞穂市役所1階玄関風除室とし、広告付案内板を自立式に変更させるものとする。また、瑞穂市役所2階階段正面壁面及び1階玄関風

除室ともに設置が困難な場合には、市と事業者が誠意をもって代替場所を協議するものとする。

4. 費用負担

- (1) 貸付料は、各年度に市が指定する納入通知書により、指定する期日までに前納するものとする。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、市の承諾を得て、分割して定期的に前納することができる。
- (2) 広告付案内地図板の作成、設置及び撤去に要する工事費、設置に伴う支障物移転費等の一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 電気料は、事業者が設置するメーターの指示値により計測した使用量に、市が電力会社と契約している電気料金単価を乗じて積算した額を、半期ごとに市に納付するものとする。